

自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正 に関するパブリックコメントの募集について

国土交通省では、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の中間とりまとめ（平成24年10月）及び「バス事業のあり方検討会」の中間整理（平成25年1月）を踏まえ、効果的・効率的な監査の実施及び実効性のある行政処分の実施等を図るため、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等を改正することを予定しております。

つきましては、本改正案に対するご意見を以下の要領で広く国民の皆様から募集します。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

《意見募集要領》

1. 意見募集の対象
自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について
(別紙参照)
2. 意見募集の期間
平成25年3月6日(水)～平成25年4月4日(木)(必着)
3. 意見募集の要領
別添の意見提出用紙にご記入の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。
なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。
(1) 電子メールの場合(テキスト形式でお願いします。)
電子メールアドレス: g_TPB_AST@mlit.go.jp
国土交通省自動車局安全政策課 まで
※件名には「自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について」と明記してください。
(2) FAXの場合
宛先: 国土交通省自動車局安全政策課 まで
FAX: 03-5253-1636
(3) 郵送の場合
宛先: 国土交通省自動車局安全政策課 まで
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
※封筒の裏面等に「自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について」と明記してください。
4. ご意見の取扱い等
皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

〈問い合わせ先〉
国土交通省自動車局
安全政策課
TEL:03-5253-8111
(内線41632)

自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等の改正について

平成25年3月
国土交通省自動車局

I. 背景

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の中間とりまとめ（平成24年10月）及び「バス事業のあり方検討会」の中間整理（平成25年1月）を踏まえ、効果的・効率的な監査の実施及び実効性のある行政処分の実施等を図るため、自動車運送事業の監査方針、行政処分基準等を改正（従来のものを廃止し、新たに制定）する。

II. 改正概要（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業共通）

1. 監査方針

(1) 監査の方法として、街頭において実施するものを規定

利用者等からの情報や多客期等をとらえ、バスに係る発着場などにおいて、交替運転者の配置、運転者の飲酒、過労等の運行実態を確認し、安全上の問題が認められた場合、その場で是正を勧告し、応じない場合は輸送の安全確保命令を発動する措置を新設する。

(2) 監査実施機関（運輸局又は運輸支局）において監査対象とすべき事業者のリストを整備

事業者の法令違反歴、累積違反点数、講習受講状況、各種通報等を基に、優先的に監査を実施する事業者及び継続的に監視していく事業者のリストを整備し、監査を効率的・効果的に実施する。

(3) 平成24年6月の省令改正により、貸切バス事業者に書面取引を義務化したことを踏まえ、書面取引の徹底を図っていくため、監査の重点事項として、運送引受書の作成・交付・保存状況を新たに追加する。

2. 行政処分基準

(1) 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれの大きい重要な法令違反（以下「重要な法令違反」という。）や、法令違反を隠蔽する等の悪質な法令違反（以下「悪質な法令違反」という。）については、処分量定を引き上げる一方、悪質とはいえ警告により是正を促すことが出来る記録類の記載不備等の軽微な違反（以下「軽微な違反」という。）については、行政指導に留める（再違反を除く）。

① 以下の重要な法令違反が確認された場合は30日間の事業停止とする。

- ・ 営業所に運行管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - ・ 整備管理者が全く不在（選任なし）の場合
 - ・ 恒常的に全運転者に対して点呼未実施の場合
 - ・ 監査拒否や虚偽の陳述を行った場合
 - ・ 名義貸しや事業の貸渡しが認められた場合
 - ・ 運転者の運転時間の基準が著しく遵守されていない場合
 - ・ 配置する営業所の全ての事業用自動車が定期点検整備未実施の場合 など
- なお、これらに該当しない程度の違反（乗務時間告示、点呼、定期点検整備等）については、違反の程度に応じた処分等（警告～60日車）を行う。

② 記録の改ざん・不実記載や交替運転者の配置基準等の悪質な法令違反については、処分量定を引き上げる。

- ・ 乗務記録の不実記載 初違反10日車→30日車

- ・運行記録計の記録の改ざん 初違反 10日車→30日車
- ・交替運転者の配置義務違反 初違反 警告 →10日車
- ・日雇い運転者の選任禁止違反 初違反 警告 →10日車 など

③ 軽微な違反について、行政指導（警告）に留める。

- ・乗務記録の記載不備 初違反 10日車→警告
- ・乗務員台帳の記載不備 初違反 10日車→警告 など

④ 道路運送法第33条第1項違反及び同法第2項違反（名義貸し・事業の貸渡し）について、「臨時・偶発的なものと認められるもの」と「反復・計画的なものと認められるもの」の区別を削除し、当該違反が認められた場合には、一律に同じ処分を課すこととする。

(2) 処分日車数等の算定方法を簡素化することによりわかり易くするとともに、監査から処分までに要する期間を短縮する。また、軽微な違反だけの場合の事務処理の効率化を図る。

- ① 処分日車数の算定にあたり、最も大きい基準日車にその他の違反の基準日車の2分の1を加える換算方法を廃止し、単純に基準日車を加算する方法とする。
- ② 重大事故又は道路交通法違反を引き起こしたことによる一律的な再違反適用及び死傷者数に応じた係数の処分の加重を廃止する。
- ③ 再違反の基準日車について、現行の基準の処分量定は、初違反の3倍となっているが、①の算定方法とすることを踏まえ2倍とする。
- ④ 軽微な違反だけの場合、監査を実施したその場で警告書を交付することができることとする。

3. 輸送の安全確保命令の発動基準

Ⅱ. 1. (1) の監査の結果、緊急を要する法令違反（交替運転者の配置なし、運転者の飲酒、過労等）が認められた場合、その場で是正を勧告し、応じない場合は輸送の安全確保命令を発動する。

4. 運行管理者資格者証返納命令の発令基準

(1) 現行の発令基準では、「行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であり、かつ、個別要件を満たす場合」に発令することとしていたが、個別の要件を廃止し、処分日車数の総和が80日車以上を120日車以上とする。

また、上記において運行管理者の運行の安全確保に関する違反の総和が30日車以上120日車未満の場合には運行管理者に対し警告書を発し、3年以内に同じ違反を繰り返した場合、再違反の基準日車を適用する。

(2) 運行管理者の返納命令の対象として、運行管理者資格者証を有する者が、当該事業者の運行管理業務を行っていないにもかかわらず、運行管理者としての名義を貸して選任届出させている場合等の発令基準を明確化する。

5. その他所要の改正を行うこととする。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

制 定 平成25年 4月
施 行 平成25年10月